

平成30年度における東大和市職員の夏季休暇の特例に関する規則

平成30年度における東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則（平成20年規則第49号）第34条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「6月21日から10月31日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。